平成２９年（フ）第３７２号
埼玉県上尾市大字平方978番地10
破産者　斎藤　悠真
1　決定年月日　平成29年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１９１号
札幌市清田区清田10条３丁目11番24号
破産者　三枝　晴美（旧姓伊藤）
1　決定年月日　平成29年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４１４号
札幌市中央区南15条西18丁目４番33―302号
破産者　奥野　　真
1　決定年月日　平成29年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８１５号
仙台市若林区志波町18番３号　寺島アパート102、従前の住所仙台市若林区志波町２番25号　仙台更科総本家岩間方
破産者　岩住　妙子
1　決定年月日　平成29年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第３０号
仙台市泉区泉中央１丁目２番地の８　レックスハイム泉中央307
破産者　加藤　　玲
1　決定年月日　平成29年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第７０号
仙台市太白区八木山本町１丁目５番地の３黒沢アパート１、従前の住所仙台市太白区緑ケ丘４丁目６番10号
破産者　和泉タヱ子（旧姓小原）
1　決定年月日　平成29年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第１６９号
千葉県市川市南行徳２丁目４番６―303号、破産手続開始決定時の住所仙台市宮城野区田子１丁目25番４―502号
破産者　佐々木道子
1　決定年月日　平成29年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第４９号
宮城県石巻市湊町１丁目６番31号、前住所兵庫県神戸市垂水区名谷町字向井畑3548番地の６
破産者　宮内　幸雄
1　決定年月日　平成29年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２８年（フ）第３４０号
茨城県東茨城郡大洗町磯浜町8114番地
破産者　宮山　悦子
1　決定年月日　平成29年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第４２号
茨城県水戸市笠原町1106番地の45　緑岡コーポ103号
破産者　飯村　靖男
1　決定年月日　平成29年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第５００号
埼玉県ふじみ野市中福岡21番地
破産者　沼尾　克幸
1　決定年月日　平成29年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１５号
埼玉県入間市向陽台１丁目１番地15　県住４―403
破産者　横尾　勝彦
1　決定年月日　平成29年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第８８号
埼玉県比企郡川島町大字芝沼118番地
破産者　深谷　時子
1　決定年月日　平成29年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１１１号
埼玉県所沢市並木８丁目１番地６―503
破産者　鈴木　幸男
1　決定年月日　平成29年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第５４０号
川崎市宮前区宮崎670番地１　エクセレンス宮崎11号館、前住所川崎市宮前区神木本町１丁目21番23号
破産者　武藤　　仁
1　決定年月日　平成29年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第１１７号
川崎市高津区北見方２丁目６番22―333号
破産者　坂井　亮太
1　決定年月日　平成29年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第２１９号
川崎市麻生区百合丘１丁目18番地17　ファイン百合ヶ丘　304
破産者　田中　健二
1　決定年月日　平成29年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第３６４号
岐阜県本巣郡北方町芝原東町５丁目23番地の１
破産者　木村　敏雄
1　決定年月日　平成29年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所